

# 杉山薬局ケアセンターの運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社杉山薬局が開設する杉山薬局ケアセンター(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者(以下「介護支援専門員」という。)が、要介護状態になる高齢者に対して、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条

- 1 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当っては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び社会福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。
- 3 事業に実施に当っては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないように公正中立に行う。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 杉山薬局ケアセンター
  - ② 所在地 下関市川中豊町7丁目11-15リパティビル豊町2F-E
- (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(介護支援専門員と兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- ② 介護支援専門員 4名(管理者兼務1名/常勤介護支援専門員3名)  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、8月13日から15日及び12月29日から1月3日まで除く。
  - ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内
- ② 使用する課題分析票の種類 基本情報シート、課題分析概要、課題分析シート等
- ③ サービス担当者会議の開催場所 原則利用者の自宅
- ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- ⑤ モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回
- ⑥ 居宅サービス計画作成に係る一連の業務
  - (a) 利用者の居宅に訪問し、利用者及びその家族に面接して課題分析(アセスメント)を実施する
  - (b) 利用者の希望及びアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、居宅サービス計画の原案を作成する
  - (c) 居宅サービス計画の原案に位置付けたサービス担当者等との会議(サービス担当者会議)を開催する
  - (d) 居宅サービス計画の原案の内容について、利用者又はその家族に説明し、利用者の文書同意を得て、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。
  - (e) 居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所等から個別援助計画の提出を求める
  - (f) 少なくとも1月に1回、利用者の居宅に訪問し、利用者に面接して、ケアプランの実施状況の把握(モニタリング)を実施し、その結果を記録する

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル未満 300円
- ② 実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル以上 600円

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、下関市(離島は除く)とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(その他運営について留意事項)

第9条 事業所は、介護支援専門員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年1回

従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社杉山薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第10条 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の尊厳保持・人格尊重、虐待の未然の防止・早期発見のために次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修を年1回以上実施する。
  - ② 虐待の防止に係る責任者を選任する。 役職:管理者
  - ③ 虐待の防止のための指針を整備する。
  - ④ 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回開催する。
- 事業所は、虐待又は虐待を疑われる事案が発生した場合は、速やかに市へ通報する。

付則

この規定は、平成27年6月1日から施行する。

この規定は、平成28年7月4日から施行する。

この規定は、平成28年8月1日から施行する。

この規定は、平成29年1月10日から施行する。

この規定は、平成29年4月3日から施行する。

この規定は、平成29年6月1日から施行する。

この規定は、平成30年8月13日から施行する。

この規定は、令和2年3月16日から施行する。

この規定は、令和3年4月10日から施行する。

この規定は、令和5年2月1日から施行する。

この規定は、令和5年11月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。